

会 議 録

会議の名称	和泉市情報公開審査会
開催日時	平成27年11月16日（月） 午前11時00分から午前11時30分まで
開催場所	和泉市役所1号館3階会議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開審査会委員 松田委員、寺田委員、伊藤委員、久米川委員、的場委員 ・事務局職員（総務部総務管財室） 山本部長、土本室長、藤原課長、高垣総括主査、柿花主事
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> 1 会長の選出について 2 和泉市情報公開条例の一部改正について（報告） 3 その他
会議の要旨	事務局から案件の説明を受け、質疑応答を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項	会議公開（傍聴者なし）

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）
<p>1 会長の選出について 委員の互選により、松田委員を会長に選出した。</p> <p>2 和泉市情報公開条例の一部改正について（報告） 資料に基づいて、事務局から説明を行った。</p> <p>委 員 今までの運用では、あらかじめ会長と事務局が期日を決めるときに審査請求人を呼んで意見陳述してもらっていると思うが、改正後の条例第16条では、審査請求人の意見を聞くときは、審査会が期日及び場所を指定して招集し、意見を聴くという規定になっている。この規定どおりの運用をすると、審査請求人が一回目に会長に対し意見陳述してもらっていた機会がなくなり、審査請求人が審査会に来てもらう回数が多くなると思うので、今までどおりの運用がいいと思うが。</p>

事務局 審査会が招集するというのを審査会の会長がというふうに読み替える。

委員 難しい案件のときは一つの審査案件につき、3回くらい審査会を開いていたと思う。16条の文言どおり、審査会が日程調整するのであれば、1回の審査では終わらなくなると思うが。

事務局 今までの運用と変えるつもりはない。日程調整等に関しては審査会の会長から委任を受けている体で、事務局が行う方向で検討している。

委員 その委任に基づいて行っているというような文言を入れておいたほうがいいのかと思うが、どうか。

事務局 事務局に委任することを承諾してもらえらるなら、開催の次第かどこかにその文言を入れる。

3 その他

資料に基づいて、行政不服審査会条例（案）の説明を行った。

委員 審理員は誰が行うのか。

事務局 処分に関与しない職員が行う予定である。課長級以上の職員で考えており、今のところ総務管財室長か総務管財室法務・統計担当課長となる予定である。

委員 事務局は総務管財室なので、ここがすべて諮問等を行うのか。

事務局 そうである。

委員 従来は行政不服審査はなかったのか。

事務局 行政処分を行った部署で審査を行っていた。

委員 建築審査会などの個別の審査会がない場合は、すべてこの行政不服審査会で審査請求を受けることになる。

事務局 行政不服審査法の改正の趣旨が公正透明ということであり、処分をした部署が不服申立てを受け、その部署が審査をする制度はやめるということとなった。処分をした部署の処分が正しいかどうか、まず審理員が審査し、その判断を審理員が行政不服審査会で伝え、委員の意見を聞き、答申をもらうような形となる。

委員 条例（案）の第4条に「ただし、補欠の委員の任期は…」とあるが、情報公開審査会の規則では、「委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は…」となっている。規則に合わせるほうがよいと思うが。

事務局 他の条例・規則も見て検討する。

委員 専門委員に関しても同じか。

事務局 専門委員は事件ごとに委嘱する。

委員 この審査会条例はどこかにモデル条例があるのか。

事務局 （株）ぎょうせいが出した案を参考にしている。行政不服審査法の中に、国の行政不服審査会について書いている部分があるので、そこも参考にした。

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。